

---

# 地方独立行政法人堺市立病院機構

## 監事監査規程

制 定 平成24年 4月 1日

最終改正 平成30年 4月 1日

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第4項の規定に基づき、監事が行う地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関しては、法令及び他に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(監査の対象)

第2条 監査は、法人の業務及び会計について行う。

(監査の種類)

第3条 監事監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 業務が法令及び法人の運営方針に基づき適切に実施されているかを監査する。
- (2) 会計監査 会計業務が法令及び諸規程に基づき、会計基準に準拠して適正に遂行されているか、及び財産の管理が適正に行われているかを監査する。

(監査の区分)

第4条 監査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査 監査計画に従い定期に実施する監査をいう。
- (2) 臨時監査 監事が必要と認めたときに臨時に行う監査をいう。

(監査の方法)

第5条 監査は、書面及び実地により行う。

(監査の内容)

第6条 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 関係法令、法人の業務方法書及びその他の諸規程に基づく業務の実施状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織及び制度全般の運営状況
- (4) 経営及び業務の効率化の状況
- (5) 決算報告書及び財務諸表の適否
- (6) 重要な資産の取得、管理及び処分の状況
- (7) その他監査の目的を達成するために必要な事項

(監査計画)

第7条 監事は、事業年度毎に監査計画を作成し、理事長に提出するものとする。ただし、

---

臨時監査については、この限りでない。

2 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 監査の対象
- (3) 監査対象部署
- (4) 監査実施期間
- (5) その他必要な事項  
(監査の事務補助)

第8条 監事は、必要と認める場合は、理事長の承認を得て、法人の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 前項の規定により監事の事務補助を行う者は、監査の実施に当たって知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査の実施通知)

第9条 監事は、監査計画に基づき監査を実施するときは、あらかじめ監査実施対象部署等の責任者に対し必要な事項を通知するものとする。

(書類の提出等)

第10条 監事は、監査の実施に当たり、必須な書類の提出及び資料の作成並びに事実関係の説明等を求めることができる。

2 監事は、前項の資料作成の要求に際しては、可能な限り既存資料の活用を図るように努めるものとする。

(監事の遵守事項)

第11条 監事は、監査を実施するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監事は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(役員及び職員の遵守事項)

第12条 役員（監事を除く。）及び職員は、監査の円滑な実施に積極的に協力するものとし、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(監査報告の作成)

第13条 監事は、監査の結果に基づいて報告を作成し、理事長に提出するものとする。

2 監事は、前項の報告に意見を付すことができる。

3 理事長は、第1項の報告に基づき改善すべき事項がある場合は、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(経費の負担)

第14条 監事が行う監査業務のために発生する経費は、法人が負担するものとする。

(委任)

---

第15条 この規程に定めるもののほか、監事監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。